生物多様性地域連携促進法

地域連携保全活動計画作成の手引き





はじめに

日本には、変化に富んだ自然があり、様々な生きものが生息・生育しています。そして、 人々の暮らしの営みを通じて形づくられた特有の文化があります。これらは、それぞれ の地域において人々が自然と関わり合う中で長い年月をかけて育まれてきたものです。ま た、人々の暮らしは自然がもたらす様々な恵み(生態系サービス)を受けることにより成 り立っています。このように、我が国の豊かな生物多様性は私たちのいのちと暮らしを支 える基盤です。

しかし、近年、開発等の人間活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間の働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱等が進行しており、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあります。このような中、すでに日本各地で、様々な立場の人々がお互いに協力し合って、自然や文化等の地域特性を活かした地域の活性化に繋がる生物多様性の保全のための活動を実践しています。こうした取組のより一層の広がりが期待されています。

このため、地域における様々な立場の人々が有機的に連携して行う、生物多様性の保全のための活動を促進することにより、豊かな生物多様性を保全することを目的として、平成22年12月に「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)」が制定され、平成23年10月から施行されました。

「生物多様性地域連携促進法」では、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性の保全のための活動を「地域連携保全活動」と呼び、その活動の実行計画である「地域連携保全活動計画」を市町村が単独又は共同して作成できることとしています。この計画に従って行われる活動は、関係法律の特例措置を受けることができます。また、「地域連携保全活動」を行おうとするNPO/NGO、市民団体等は、「地域連携保全活動計画」の作成について市町村へ提案することもできます。

この手引きは、日本各地で多様な主体が連携して生物多様性の保全のための活動を実施されている、あるいはこれから始めようとされている市町村やNPO/NGO、市民団体等の皆さんの参考になるよう、「地域連携保全活動計画」の作成手順や、その際の留意事項等をとりまとめたものです。生きものと人々がにぎわう豊かな地域づくりの一助となれば幸いです。

5	ΝP	〇等から市町村への提案	27
	5-1	地域連携保全活動計画の作成についての市町村への提案	27
	5-2	提案を受けた市町村の役割	28
6	地域	連携保全活動協議会の設置	29
	6-1	地域連携保全活動協議会の役割	29
	6-2	地域連携保全活動協議会の構成員	29
	6-3	地域連携保全活動協議会の運営	31
7	地域	連携保全活動計画の公表	32
8	地域	連携保全活動計画の評価・見直し	33
	8-1	地域連携保全活動計画の実施状況の点検	33
	8-2	地域連携保全活動計画の評価・見直し	33
9	抽拭	連携保全活動支援センターとは	34
,	9-1	ル域連携保全活動支援センターの機能	
	9-2	地域連携保全活動支援センターの機能の確保	
活動	加事例	lj	36
	生物多	3様性の保全のための活動事例	36
参	考資料	4	46
	1 生	物多様性地域連携促進法 条文	46
	2 生	物多様性地域連携促進法 基本方針	52
	3 生	物多様性地域連携促進法 施行通知	63
	4 特	例措置等の対象及び手続きに関する資料	71
	5 地	域連携保全活動協議会規約例	78
	6 参	考となるウェブサイト及び資料	86
	7 田	語集	90